

平成30年度から令和5年度における α の設定状況

資料3-4

○ α : 納付金の算定に当たって、年齢調整後の医療費水準をどの程度反映するかを調整する係数

$\alpha = 1$

市町村の年齢調整後医療費水準を
納付金の配分に反映

$\alpha = 0$

市町村の年齢調整後医療費水準を
納付金の配分に反映しない

年度	1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1	0
H30	40	-	-	1	-	2	-	-	-	-	4
H31	39	1	-	1	-	2	-	-	-	-	4
R2	39	-	-	2	-	2	-	-	-	-	4
R3	35	1	1	1	1	3	-	-	-	-	5
R4	34	-	1	1*	2	1	2	1	-	-	5
R5	34	-	-	1	-	2	1	1*	1	-	6
				山梨県		北海道 佐賀県	青森県	宮城県 埼玉県*	群馬県		三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県

赤字は、R5仮算定においてR4本算定よりも α を引き下げて設定している都道府県

※は、 α を四捨五入した都道府県を含む。令和4年度において1県は0.67と設定、令和5年度において埼玉県は0.33と設定。

R5 全国課長会議資料付録